

高浜原発3・4号の再稼働に明確に反対してください

関西広域連合委員会 各位

関西電力は、高浜原発3号を12月中旬に、4号を来年1月中旬にも再稼働したいと表明しています。再稼働に関する同意権については、福井県と高浜町にあると述べ、「被害地元」となる関西自治体の同意権については否定しています。

原子力規制委員会は、避難計画については「助言・支援」に留め、自ら責任を取ろうとしていません。SPEEDI等の予測手法も必要なし、30km圏内は「屋内退避」を基本とし、30km圏外については安定ヨウ素剤の準備も必要なしとする等、福島第一原発事故の教訓を全く省みず原子力災害対策指針を改定しています。

私達は、避難元・避難先の自治体に避難計画の問題を中心に申し入れを行ってきました。関西広域連合（防災担当の兵庫県）、避難元の福井県4市町・京都府7市町・滋賀県2市のみならず、避難先の兵庫県・大阪府・京都府、UPZ圏外の滋賀県の各自治体に50回以上出向き、避難計画が未だ実効性のあるものにはなっていない状況を聞き取り、再稼働に反対するよう求めてきました。

これらを踏まえて、関西住民の生命と環境を守るため、高浜原発3・4号の再稼働に明確に反対することを求めます。

1 立地地元だけでなく、被害地元である30km圏を含む関西自治体にも再稼働の同意権が必要です

貴委員会は「川内方式」（立地市町と立地県のみ同意）では住民の安全を守ることはできないとして、30km圏内を含む関西自治体にも同意権があると求め続けています。昨年12月と今年4月にも、国に対して、安全協定の締結、再稼働に関する権限と責任等について法定化すること、避難計画の実効性を高めること等を要望されています。

しかし、貴委員会での関電や国の説明・回答は、これら要望に答えるものとはなっていません。これらの要望が認められない限り「再稼働を容認できる環境にはない」ことも貴委員会は表明されています。

若狭の原発から30km圏内の避難住民約25万4千人の内、京都府と滋賀県を合わせれば74%が関西の住民です。さらに、琵琶湖が汚染されれば関西1400万人もの住民に甚大な影響が及びます。被害地元である30km圏内を含む関西自治体にも再稼働について権限を得ることは当然です。

2 SPEEDIを使わない等、国の原子力災害対策指針では住民の安全を守ることはできません

原子力規制委員会は、各地の避難計画について審査することもせず、指針のみを策定しています。指針改定では、SPEEDI等の予測的手法は使わないとして実測値により避難指示を出すとしています。しかしこれでは、被ばくしながらの避難となってしまいます。避難を実施する基準も高く、毎時20μSv以上で一週間以内に一時移転としています。この空間線量は福島原発事故後の最も線量が高く、帰還できない地域の線量と同等です。[資料1]。

また、避難時の汚染検査は全員に実施するのではなく省略することが可能となっています。さらに30km圏外にも事故が拡大する可能性を認めながら、30km圏外では安定ヨウ素剤の準備は必要なしとしてしまっています。

このような国の指針では住民の安全を守ることはできず、避難計画は被ばく計画となってしまいます。

汚染検査の車両優先・省略について、滋賀県は住民の安全と避難先に汚染を拡大しないため、全員の検査を実施することを決めています。これらの問題点について、指針の改善を求めてください。

また、原子力規制委員会はSPEEDIのような放射能拡散予測手法を使わず、「実測値」で避難方向等を判断するとしています。これでは、被ばくしながらの避難となってしまいます。

そのため、リアルタイムで関西全域の放射線空間線量をモニタリングできる、「関西広域環境放射線モニタリングシステム」(モニタリングポストのリアルタイムデータ共有システム)を早期に構築し、市民に公開してください。[資料2]

3

高浜原発の安全性には根本的な問題があります。

関西広域連合として、規制基準や安全性について検証・検討する第三者の専門家による委員会を設置してください

高浜原発3・4号の安全性については、福井県の原子力安全専門委員会でも大きな議論になる等、深刻な問題があります。例えば

- 基準地震動は過小評価のままです。地震規模は世界の地震の平均値を基に評価しており(入倉・三宅式)、前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏もこの経験式は過小評価だと、神戸で行われた10月28日の「日本地震学会2015年度秋季大会」で述べています。
- 原発事故時の汚染水対策は放水砲とシルトフェンスだけです。規制委員会はこの対策でどれだけ放射能の拡散を防げるのか「定量的な評価はしていない」と述べるのみです。
- 福島原発で事故時の指揮所は免震重要棟でした。しかし高浜原発の緊急時対策所(事故時の指揮所)は免震機能ではありません(玄海原発では免震機能の緊急時対策所を準備)。(詳細は別紙参考[資料3]を参照してください)

4月14日福井地裁の高浜原発仮処分決定は、基準地震動の過小評価等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」であると断じ、「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、関西広域連合では、「広域防災局」(担当:兵庫県)、「広域環境保全局」(担当:滋賀県)、「エネルギー検討会」(担当:滋賀県・大阪府)等の部局はありますが、原子力規制基準や原発の安全性を検証する機関はありません。貴委員会が求めている「立地自治体並み」の安全協定を締結し実効性を持たせるためにも、規制基準や安全性について検証・検討する第三者の専門家による委員会を設置してください。

4

関西広域連合や各自治体の避難計画には実効性がありません

関西広域連合や各自治体は避難計画を策定していますが、それらにも多くの問題があります。私達は避難元・避難先の自治体に申し入れを行い、その中で具体的に各市町の避難計画の実態を聞き取り、多くの問題があることを確認してきました。また、避難元と避難先の自治体間で、相談や調整はほとんど行われていませんでした。例えば、

- 5km圏内を含む舞鶴市民65,000人の避難先は京都市ですが、住民の避難所は事故後に決めるとして事前のマッチングが行われていません。また滋賀県高島市・長浜市の市民の避難先である大阪府でも、約21,000名の避難先は万博公園等の拠点避難所と市町を決めているだけで避難所は決まっています。

- 安定ヨウ素剤は京都府の場合には各市町に1ヶ所で備蓄しており、配布方法等も何も決まっています。
- 30 km圏内は「屋内退避」が基本となっていますが、そうなればヘルパーも来ることはできず、薬を入手することもできません。要援護者にとっては死活問題です。とりわけ多くの在宅の要援護者の避難問題は深刻です。

福島原発事故の教訓をもとに改定された国の災害対策基本法では、要援護者の避難について、必要な居室、生活環境、体制が確保されていること等を求めています。実態はほど遠いものです。

5 住民が参加できる説明会を実施すべきです

京都府北部の7市町では住民説明会が実施されます。しかし、舞鶴市（11月2日）や綾部市（11月6日）では、参加者は自治会長等の団体代表者に限られ、住民は直接参加できません。舞鶴市の場合、出席した代表者でさえ質問はできず、市長のみが質問するという、住民無視も甚だしいものです。これでは、再稼働に反対する声はシャットアウトし、説明会を開いたというアリバイ作りすぎません。

貴委員会として、このような説明会で終わらせるのではなく、住民の声を丹念に聞く説明会を開催するよう各自治体等に求めてください。住民説明会のあり方についても貴委員会で議論してください。さらに、30 km圏内に限らず貴委員会に含まれる各自治体でも住民説明会を開いてください。

国や関西電力に対しては関西広域連合として正当な権利を主張しながら、地域住民の正当な権利に背を向けることは許されません。

【要 望 事 項】

1. 関西広域連合が関西電力や国に求めている安全協定の締結並びに再稼働に関する同意権・法的枠組み等が受け入れられない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないと明確に、そして早期に表明してください。
2. リアルタイムで関西全域の放射線空間線量をモニタリングできる、「関西広域環境放射線モニタリングシステム」（モニタリングポストのリアルタイムデータ共有システム）を早期に構築し、市民に公開してください。
3. 関西広域連合として、規制基準や安全性について検証・検討する第三者の専門家による委員会を設置してください。
4. 関西広域連合・各自治体の避難計画について、避難所のマッチングや安定ヨウ素剤の事前配布等を早急に実施してください。要援護者の避難について十分に検討してください。
5. 再稼働については、住民が参加できる説明会を実施し、住民の意見を尊重してください。説明会はUPZ圏内に限ることなく、関西の各自治体でも実施してください。

2015年11月4日

避難計画を案ずる関西連絡会（連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会）

この件の連絡先：美浜の会：大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581